

臨時町議會

議案第二十三號
町長、助役、収入役の給料
月額について

町長 二八、四〇〇圓
助役 二五、三〇〇圓
収入役 二五、三〇〇圓
議案第二十四號
固定資産評價審査委員會
員選任につき同意を求むること
について
固定資産評價審査委員會

町村合併後初の農業委員會は四月八日に開催左の通り會長副會長及代表委員が選定された。

農業委員會長 太田 勇
全 副會長 寺崎 準
全 代表委員 山野 彌之助
(イ) 四月二十八日の委員會は、左の件について審議決定した。
(イ) 農地法第三條の規定による耕作目的の所有權移轉許可申



麻生町長 高野 勝

新生麻生町初代町長選舉にあたり、圖らずも町長の重責を担うことになつたのであります。素より淺學菲才、各位に對し御満足を與える様な自治行政が出来得るかどうか憂慮するものであります。

町民各位の絶大なる御支援に感激し居る私としまして町民

の輿論に基き親しみのある明朗な運営により新生麻生町發展と、町民福祉のために公僕として渾身の努力をなし御支援におきたい申上ぐる決意であります。

當町發足早々一部町民間に不明朗の點あるやに仄聞し、且つ極めて廣汎なる地域を有し居りますので、どこまでも町

教育委員會

所番役人勝所
 行町行野刷印
 癸生町生癸高印生
 麻生麻

合小行太大麻 計高方田和生	三 〇 六 五 五 八 六	五 一 一 一 一 一 一	三 五 七 六 六 九 七	舊町村 選舉に選任に 員の委員の數 計	麻生町農業委員の定數 見の決定について の許可申請に對する進達意
------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------------------	--

教育委員會四月定例會議は、二十一日午前十時役場會議場で開催左の原案につき審議の結果全員異議なく原案とおり可決した。

記

一、麻生町社會教育委員條例を設けること

一、麻生町社會教育委員の會

町民税の納期が參

議運営規則を定めること
一、麻生町公民館設置管理等に關する條例を定めること
一、麻生町公民館運営審議會規則を定めること
一、麻生町青年學級規則を定めること
一、昭和三十年度麻生町教育委員會の豫算見積について

内の融和に全力を注ぎ、町民の理解ある御協力により町財政の健全化を圖り町内住民が均しく新經濟圏の恩恵をうけ各種事業を通じて共存共榮の實をあげ合併がもたらす發展の緒たらしむべく左記方針をもつて善處して参りたいと存じますので町民各位の力強い御支援と御鞭撻を切望いたし御挨拶といたします。

一、農漁業の振興に努め農家經濟の安定を圖る

斯くすることによつて自然商工業の繁榮も期待され日つ理解ある納税と共に町財政の確立を期す

一、道路の整備交通の便を圖り中心地と末端と直結の通路を講ずる

斯て産業の振興と文化の交流を圖ると共に物心兩面の接近と町内の融和に努める

一、教育の振興殊に社會教育の發達を期し眞の民主化の社會建設に寄與すると共に道義の昂揚を圖る

一、婦人會青年團の活躍に於けるより、自治運営に協力をする

一、常に町民と連絡を密にし町運営の狀況を具に知つて頂き親しみのある自治行政を行う

町民税
國民健康保険税
舊大和のみ
本月は國民健康保険税の第一期分の令書が交付されます。
納期は六月三十日迄です。
令書がお手許に届きましたら納税組合を通じて期間内に完納されるようお願いします。
笑つて納めて氣安く治せ

の個人及び第四號の者には均等の割が賦課されます。
 均等割額は個人二〇〇圓法人千二百圓、所得割額は次に掲げた税率をてい次に乗じて得た額です。すなはち十萬圓の所得のあるものは八萬圓に百分の〇・五を乗じ残りの二萬圓には百分の一を乗じた額を合せたものです。この場合の十萬圓と云ふのは基礎控除（六七・五〇〇圓）を引いた額です。
 税率は最高百分の七・五と定められております。
 所得割の税率
 0,5 1,0 2,0 3,0 4,0 5,0 6,0 7,0 7,5
 の百分の 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 金額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 以下をこえる 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 10萬圓 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 8萬圓 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 14 20 26 32 38 44 50
 ●所得の決定
 それではみなさんの所得はと
 うして計算するかと申します

●町の力は税金
生れたばかりの麻生町を健全に育てるためには一にも二に住民の皆様の協力によらねばなりません。とりわけ税金は町の血となり肉となつて町行政運営の原動力となります。税に對する認識を一層深めて戴いてその月の家計豫算には筆頭に税金を計上する事を念頭において戴きたいものです。

●税金の滞納が多いと町としては金を一時借入れて財政を賄う事になります。するとこの利子もなか／＼容易でありません。この利子は當然滞納者が負担しなければなりません。

●滞納には延滞金がつく
税金の延滞金や延滞加算金は當然徴収する事が正しい事です。取らない事が間違ひであります。「公平」にと違ひありません。

●税金の滞納は止めて納期内の完納を勵行いたしましょう。

●縣民税
町民税の徴収の際合せて縣民税も徴収することになつてお

一、普通恩給の裁定を受けて
 いる者が死亡した場合
 普通恩給の裁定を受けた
 者が死亡したことを支給
 郵便局に届けるととも
 に生前の未受領額がある
 ときは精算してもらい受
 領する
 遺族中第一順位の者が左
 記書類により扶助料を請
 求する
 一、扶助料請求書（裁定告
 知書を含む）
 二、普通恩給証書（裁定告
 知書を含む）
 三、請求者の戸籍謄本（公
 務員死亡の時は関係を明
 求者の身分關係を明
 るようにし得るもの）
 四、扶助料を受けようとする
 者の生計關係上立書
 五、請求者に二名以上の同
 順位者があるときは總代
 者があるときは總代者
 前給局の請求書類は總理府
 恩給局に直接送付する
 總代者によつて扶助料を
 受けている者の扶助料を
 受けるに等しい者の中の一
 人が死亡したときは、その
 順位者が左記書類を提出
 して、恩給局に直接送付す
 る
 一、扶助料請求書
 二、扶助料請求書換請求書
 三、請求者が扶助料を受け
 る権利を失なつたことを
 証する書類
 四、總代者である扶助料權
 者が失權した扶助料權
 者を受け上る同順位者が
 二人ある場合は總代者
 を選任届
 以上を通りて支給する
 役場の厚生課（又は麻下
 町役場の給付課）に御相
 談下さい
 さい

きたる六月七日は、計
量記念日です。明治以來
の古めかしい度量衡法に
代つて昭和二十六年七月
に計量法が公布されてか
らすでに滿四年を経過し
ました。本年は記念の催
しが全國各地で行われ、
六月一日から七日までを
「計量週間」とし各種の行
事を行うことになつてお
ります。

計量が私どもの生活の
ほとんどすべてのことが
らと密接な關係があるこ
とは皆さんが御承知のと
おりで、ちようど空氣が
あまり身近にあるために
ありがたさを忘れている
ようにこの計量に注意す
ることもとすれば忘れ
がちです。

そのために私どもは、日
ごろ大ざつばな目分量や、
カンの生活をしてしまひ
目に見えない非常に大きな増
失をまねいているのです。
私どもの生活を合理化す
るためには、目分量やカン
をやめて計量器を使つても
のを計ることを實行する
となのです。

不正計量に御注意
不正計量：目方不足の商
り買いが非常に多く見受
れるので、商人は品物の計
量を必ず正確にし、家庭
買物の際は必ず量目を
ましよう。

不正計量の防止
「一山下さい」「百圓
だい」「一袋下さい」とい
た大ざつばな買ひ方や、
正確な金銭買ひはやめて
でも目方で買う習慣をつ
ましよう。

	男	女	計	世帯
麻生地區	3,008	3,130	6,138	1,106
太田地區	1,196	1,217	2,413	392
大和地區	2,784	3,027	5,811	900
行方地區	1,439	1,525	2,964	502
小高地區	1,958	2,062	4,020	692
計	10,385	10,961	21,346	3,592

